

岩手基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
岩手県基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領	岩手県基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領
<p>[沿革] 平成 20 年 3 月 24 日農建第 503 号制定 平成 24 年 5 月 21 日農建第 109 号一部改正 平成 25 年 3 月 18 日農振第 575 号一部改正 平成 25 年 11 月 27 日農建第 329 号一部改正 平成 27 年 7 月 7 日農建第 145 号一部改正</p>	<p>[沿革] 平成 20 年 3 月 24 日農建第 503 号制定 平成 24 年 5 月 21 日農建第 109 号一部改正 平成 25 年 3 月 18 日農振第 575 号一部改正 平成 25 年 11 月 27 日農建第 329 号一部改正 平成 27 年 7 月 7 日農建第 145 号一部改正 <u>令和 2 年 3 月 30 日農建第 531 号一部改正</u></p>
(趣旨)	(趣旨)
<p>第 1 基幹水利施設ストックマネジメント事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）、<u>農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 1931 号農林水産事務次官依命通知）及び農業水利施設保全合理化事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 1932 号農林水産省農村振興局長通知）</u>（以下「交付要綱等」という。）によるほか、この要領（以下「県要領」という。）に定めるところによるものとする。</p> <p>2 県要領は本事業のうち土地改良法施行令第 50 条第 1 項第 1 号の 2 によらない県営事業として実施する場合に適用する。</p>	<p>第 1 基幹水利施設ストックマネジメント事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）、<u>農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2713 号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知）、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知）</u>（以下「交付要綱等」という。）によるほか、この要領（以下「県要領」という。）に定めるところによるものとする。</p> <p>2 県要領は本事業のうち土地改良法施行令第 50 条第 1 項第 1 号の 2 によらない県営事業として実施の場合に適用する。</p>
(機能保全計画の策定申請)	(機能保全計画の策定申請)
<p>第 2 機能保全計画の策定を申請する者は、原則として策定を希望する年度の前年度の 10 月末までに機能保全計画策定申請書（様式第 1 号）及び事業計画書（様式第 2 号）を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。</p>	<p>第 2 機能保全計画の策定を申請する者は、原則として策定を希望する年度の前年度の 10 月末までに機能保全計画策定申請書（様式第 1 号）及び事業計画書（様式第 2 号）を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。</p>
(機能保全計画策定実施地区の採択)	(機能保全計画策定実施地区の採択)
<p>第 3 知事は、第 2 の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付要綱等に定める手続きを経て、採択するものとする。</p>	<p>第 3 知事は、第 2 の規定により提出された申請書の内容を<u>第 13 の規定に基づく審査により</u>適当と認め<u>られた施設について</u>、交付要綱等に定める手続きを経て、採択するものとする。</p>
(機能保全計画策定実施地区採択通知)	(機能保全計画策定実施地区採択通知)
<p>第 4 知事は、第 3 の規定により、事業実施地区を採択した場合は、速やかに申請者に様式第 3 号により通知するものとする。</p>	<p>第 4 知事は、第 3 の規定により、事業実施地区を採択した場合は、速やかに申請者に様式第 3 号により通知するものとする。</p>

(機能保全計画策定の結果通知)

第5 知事は、交付要綱等に基づき実施した機能保全計画の策定結果を申請者に様式第4号及び様式第5号により通知するものとする。

(機能保全対策工事の実施申請)

第6 機能保全対策工事の実施を希望する申請者は、原則として実施を希望する年度の前年度の10月末までに機能保全対策工事実施申請書(様式第6号)、事業計画書(様式第7号)及び様式第8号を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

2 広域振興局長は、前項に定める書類が提出された際には機能保全計画の概要(様式第9号)を作成し、添付して知事に進達するものとする。

(機能保全対策工事実施地区の採択)

第7 知事は、第6第1項の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は交付要綱等に定める手続きを経て、採択するものとする。

(機能保全対策工事実施地区採択通知)

第8 知事は、第7の規定により、事業実施地区を採択した場合は、速やかに申請者に様式第10号により通知するものとする。

(緊急対応の実施申請)

第9 突発的事故に対する緊急対応の実施を希望する申請者は、緊急対応を要する事由発生後、速やかに緊急対応実施申請書(様式第11号)、事業計画書(様式第12号)及び様式第8号を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

(緊急対応の実施地区採択通知)

第10 知事は、第9の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに申請者に様式第13号により採択を通知するものとする。

(緊急対応実施地区採択に伴う計画変更手続報告書の提出)

第11 知事は、第10の規定により実施地区として採択した場合は、事業計画変更手続報告書を作成し、東北農政局長に提出するものとする。

(本事業以外で策定した機能保全計画)

第12 本事業以外で策定した機能保全計画に基づき、本事業で機能保全対策の実施を希望する申請者は、予め実施方針登載申請書(様式第14号)及び機能保全計画書を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、「岩手県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」に登載し、速やかに申請者に様式第15号により通知するものとする。

(機能保全計画策定の結果通知)

第5 知事は、交付要綱等に基づき実施した機能保全計画の策定結果を申請者に様式第4号及び様式第5号により通知するものとする。

(機能保全対策工事の実施申請)

第6 機能保全対策工事の実施を希望する申請者は、原則として実施を希望する年度の前年度の10月末までに機能保全対策工事実施申請書(様式第6号)、事業計画書(様式第7号)及び様式第8号を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

2 広域振興局長は、前項に定める書類が提出された際には機能保全計画の概要(様式第9号)を作成し、添付して知事に進達するものとする。

(機能保全対策工事実施地区の採択)

第7 知事は、第6第1項の規定により提出された申請書の内容を第13の規定に基づく審査により適当と認められた施設について、交付要綱等に定める手続きを経て、採択するものとする。

(機能保全対策工事実施地区採択通知)

第8 知事は、第7の規定により、事業実施地区を採択した場合は、速やかに申請者に様式第10号により通知するものとする。

(緊急対応の実施申請)

第9 本事業により突発的事故に対する緊急対応の実施を希望する申請者は、緊急対応実施申請書(様式第11号)、事業計画書(様式第12号)及び様式第8号を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

(緊急対応の実施地区採択通知)

第10 知事は、第9の規定により提出された申請書の内容について、第13の第1項第1号から第3号及び第6号の要件をすべて満たしているか確認し、適当と認めた場合は、速やかに申請者に様式第13号により採択を通知するものとする。

(緊急対応実施地区採択に伴う交付要綱等の手続き)

第11 知事は、第10の規定により実施地区として採択した場合は、交付要綱等に基づく手続きを遅滞なく行い、東北農政局長に提出するものとする。

(本事業以外で策定した機能保全計画)

第12 本事業以外で策定した機能保全計画に基づき、本事業で機能保全対策の実施を希望する申請者は、予め実施方針登載申請書(様式第14号)及び機能保全計画書を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書の内容について、第13の第1号から第3号の要件をすべて満たしているか確認し、適当と認めた場合は、「岩手県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」に登載し、速やかに申請者に様式第15号により通知するものとする。

(新設)

(申請内容の審査)

第 13 広域振興局長は、第 2 及び第 6 に規定する申請があった場合には、「県営農業農村整備事業の計画調査等に関する事務処理要領」、「地方振興局農業農村整備事業計画検討委員会設置要領」に基づき設置している地方農業農村整備事業計画検討委員会において、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業計画検討打合書(様式第 16 号)により、以下の要件について審査するものとする。

(1) 造成後、概ね 10 年以上経過している施設であること。

(2) 国営又は県営土地改良事業により造成された施設であること。または、土地改良事業造成施設と見なされる施設として実施したもの。

なお、国・県営土地改良事業造成施設と見なされる施設とは以下のいずれかに該当する施設をいう。

ア 国交省等の他事業補償工事で造成された施設であるが、補償工事の前歴が国・県営土地改良事業造成施設であるもの

イ 諸般の事情により他事業により造成された施設であるが、県営土地改良事業の事業計画に施設整備の計画があるもの

(3) 農業水利施設の維持更新計画に記載されている、または登録予定であること。

(4) 機能保全対策工事にあつては、農業水利施設の機能保全の手引きに基づき評価された施設の健全度評価が、S-1 ではないこと。

(5) 機能保全対策工事にあつては、原則として事業費が 10,000 千円以上であること。

但し、高度な技術や豊かな経験を要する場合であつて、県営事業としての実施が適当と認められる場合は、この限りではない。

(6) 緊急対応の場合にあつては、岩手県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されている、または登録予定であること。

2 広域振興局長は、前項の審査により適当と認めた場合には、第 2 または第 6 の申請に県営基幹水利施設ストックマネジメント事業計画検討打合書(様式第 16 号)を添えて、申請するものとする。

3 農村建設課総括課長は、前項による申請があつたときは、「岩手県農業農村整備事業計画検討に関する要領」に規定する岩手県農業農村整備事業計画検討委員会において、内容を審査するものとする。

(計画の変更)

第 14 広域振興局長は、第 11 による計画変更のほか、交付要綱等に規定する計画変更の要件に該当する場合は、交付要綱等に定める様式により計画変更の内容を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があつたときは、交付要綱等の定めにより東北農政局長との事務手続きを行うものとする。

(新設)

(事業の実施)

第 13 県は、予算の範囲内において、機能保全計画の策定、機能保全対策工事及び緊急対応を実施するものとする。

(事業の費用負担)

第 14 本事業の費用負担は次表のとおりとし、申請者は機能保全対策工事及び緊急対応の実施に係る経費のうち、第 6 又は第 9 の規定に基づき提出した地元負担分の負担内訳相当分を負担するものとする。

(事業の実施)

第 15 県は、予算の範囲内において、機能保全計画の策定、機能保全対策工事及び緊急対応を実施するものとする。

(事業の費用負担)

第 16 本事業の費用負担は次表のとおりとし、申請者は機能保全対策工事及び緊急対応の実施に係る経費のうち、第 6 又は第 9 の規定に基づき提出した地元負担分の負担内訳相当分を負担するものとする。

事業内容	国	県	地元	備考
機能保全計画の策定	50%	50%	—	
	100%	—	—	<u>農業水利施設保全合理化事業により実施する場合</u>
機能保全対策工事及び緊急対応の実施 (用水施設及び排水施設)	50%	25%	25%	
機能保全対策工事及び緊急対応の実施 (防災ダム以外のダム)	50%	35%	15%	
機能保全対策工事及び緊急対応の実施 (防災ダム)	50%	50%	—	

(機能保全対策工事及び緊急対応の実施に係る事業費の負担契約)

第 15 知事は、機能保全対策工事及び緊急対応の実施に係る地元負担分のうち、第 6 又は第 9 の規定により提出された地元負担分の負担内訳に基づき算定した市町村以外の者の負担額について、その負担団体と費用負担契約を実施年度毎に締結するものとする。

2 負担額に変更が生じた場合は、費用負担変更契約を締結するものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 24 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 21 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 18 日から適用する。

附 則

- この要領は、平成 25 年 11 月 27 日から適用する。
- 平成 25 年度における機能保全計画策定申請書及び事業計画書の提出期限は、第 2 の規定にかかわらず、平成 25 年 11 月末までとする。

事業内容	地域区分	国	県	地元	備考
機能保全計画の策定		50%	50%	—	
		100%	—	—	<u>農山漁村地域整備交付金は適用しない。</u>
機能保全対策工事及び緊急対応の実施 (用水施設及び排水施設)	一般	50%	25%	25%	
	中山間	55%	25%	20%	<u>農山漁村地域整備交付金は適用しない。</u>
機能保全対策工事及び緊急対応の実施 (防災ダム以外のダム)	一般	50%	35%	15%	
	中山間	55%	35%	10%	<u>農山漁村地域整備交付金は適用しない。</u>
機能保全対策工事及び緊急対応の実施 (防災ダム)	一般	50%	50%	—	
	中山間	55%	45%	—	<u>農山漁村地域整備交付金は適用しない。</u>

(機能保全対策工事及び緊急対応の実施に係る事業費の負担契約)

第 17 知事は、機能保全対策工事及び緊急対応の実施に係る地元負担分のうち、第 6 又は第 9 の規定により提出された地元負担分の負担内訳に基づき算定した市町村以外の者の負担額について、その負担団体と費用負担契約を実施年度毎に締結するものとする。

2 負担額に変更が生じた場合は、費用負担変更契約を締結するものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 24 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 21 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 18 日から適用する。

附 則

- この要領は、平成 25 年 11 月 27 日から適用する。
- 平成 25 年度における機能保全計画策定申請書及び事業計画書の提出期限は、第 2 の規定にかかわらず、平成 25 年 11 月末までとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 7 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 7 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号（第2関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

岩手県知事 様

団体名
代表者 職 氏名 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業機能保全計画策定申請書
平成 年度機能保全計画策定地区として〇〇地区を実施されるよう申請します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第2号（第2関係） （略）

様式第1号（第2関係）

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

団体名
代表者 職 氏名 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業機能保全計画策定申請書
年度機能保全計画策定地区として〇〇地区を実施されるよう申請します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第2号（第2関係） （略）

様式第3号（第4関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

団体名
代表者 職 氏名 様

岩手県知事 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業機能保全計画策定地区
の採択について（通知）

平成 年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった〇〇地区について、事業実施地区として採択したので
通知します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第3号（第4関係）

番 号
年 月 日

団体名
代表者 職 氏名 様

岩手県知事 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業機能保全計画策定地区の採択について

年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった〇〇地区について、事業実施地区として採択したので通知
します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第4号（第5関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

団体名
代表者 職 氏名 様

岩手県知事 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業機能保全計画策定結果について
平成 年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった〇〇地区について、機能保全計画策定の結果を別紙のとおり通知します。

様式第4号（第5関係）

番 号
年 月 日

団体名
代表者 職 氏名 様

岩手県知事 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業機能保全計画策定結果について
年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった〇〇地区について、機能保全計画策定の結果を別紙のとおり通知します。

様式第5号（第5関係）

地区名	地区
機能保全計画	
平成 年 月	
岩手県（〇〇市、〇〇町、〇〇村）	

<機能保全計画 目次>

1. 施設現況調査

- (1) 県営事業の状況
 - ①完了地区
 - ②実施中の地区
- (2) 施設管理状況及び課題

2. 施設機能診断

- (1) 施設機能診断調査
- (2) 施設機能診断評価

3. 対策工事

- (1) 対策工法
- (2) 対策時期
- (3) 機能保全コスト算定
- (4) 最適整備計画

様式第5号（第5関係）

地区名	地区
機能保全計画	
年 月	
岩手県（〇〇市、〇〇町、〇〇村）	

<機能保全計画 目次>

1. 施設現況調査

- (1) 県営事業の状況
 - ①完了地区
 - ②実施中の地区
- (2) 施設管理状況及び課題

2. 施設機能診断

- (1) 施設機能診断調査
- (2) 施設機能診断評価

3. 対策工事

- (1) 対策工法
- (2) 対策時期
- (3) 機能保全コスト算定
- (4) 最適整備計画

様式第6号（第6の1関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

岩手県知事 様

団体名
代表者 職 氏名 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業機能保全対策工事実施申請書
平成 年度機能保全対策工事実施地区として〇〇地区を実施されるよう申請します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第7号（第6の1関係） （略）

様式第6号（第6の1関係）

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

団体名
代表者 職 氏名 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業機能保全対策工事実施申請書
年度機能保全対策工事実施地区として〇〇地区を実施されるよう申請します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第7号（第6の1関係） （略）

様式第8号（第6の1関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

岩手県知事 様

団体名
代表者 職 氏名 印

事業費に対する負担割合について

今般申請する基幹水利施設ストックマネジメント事業〇〇地区の事業負担金については、下記の負担割合で負担することを確約いたします。

記

工 種	〇〇市町村	《負担団体名》
機能保全対策工事（〇〇頭首工）	%	%
機能保全対策工事（〇〇揚水機場）	%	%
機能保全対策工事（〇〇用水路）	%	%

- ※1 実施施設毎に表に記載すること。
- ※2 施設管理者以外の団体も負担金を負担する場合は、別葉で作成すること。
- ※3 緊急対応を実施する場合は、表中の機能保全対策工事を緊急対応と読み替えて使用すること。

様式第9号（第6の2関係） （略）

様式第8号（第6の1関係）

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

団体名
代表者 職 氏名 印

事業費に対する負担割合について

今般申請する基幹水利施設ストックマネジメント事業〇〇地区の事業負担金については、下記の負担割合で負担することを確約いたします。

記

工 種	〇〇市町村	《負担団体名》
機能保全対策工事（〇〇頭首工）	%	%
機能保全対策工事（〇〇揚水機場）	%	%
機能保全対策工事（〇〇用水路）	%	%

- ※1 実施施設毎に表に記載すること。
- ※2 施設管理者以外の団体も負担金を負担する場合は、別葉で作成すること。
- ※3 緊急対応を実施する場合は、表中の機能保全対策工事を緊急対応と読み替えて使用すること。

様式第9号（第6の2関係） （略）

様式第 10 号（第 8 関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

団体名
代表者 職 氏名 様

岩手県知事 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業機能保全対策工事実施地区
の採択について（通知）

平成 年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった〇〇地区について、事業実施地区として採択したので
通知します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第 10 号（第 8 関係）

番 号
年 月 日

団体名
代表者 職 氏名 様

岩手県知事 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業機能保全対策工事実施地区の採択について
年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった〇〇地区について、事業実施地区として採択したので通知
します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第 11 号（第 9 関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

岩手県知事 様

団体名
代表者 職 氏名 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業緊急対応実施申請書
平成 年度緊急対応実施地区として〇〇地区を実施されるよう申請します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第 12 号（第 9 関係） （略）

様式第 11 号（第 9 関係）

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

団体名
代表者 職 氏名 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業緊急対応実施申請書
年度緊急対応実施地区として〇〇地区を実施されるよう申請します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第 12 号（第 9 関係） （略）

様式第 13 号 (第 10 関係)

文 書 番 号
平成 年 月 日

団体名
代表者 職 氏名 様

岩手県知事 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業緊急対応実施地区の採択について (通知)
平成 年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった〇〇地区について、事業実施地区として採択したので
通知します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第 13 号 (第 10 関係)

番 号
年 月 日

団体名
代表者 職 氏名 様

岩手県知事 印

基幹水利施設ストックマネジメント事業緊急対応実施地区の採択について
年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった〇〇地区について、事業実施地区として採択したので通知
します。

地区名	所在地	受益面積	事業費
		ha	千円

様式第 14 号 (第 12 関係)

文 書 番 号
平成 年 月 日

岩手県知事 様

団体名
代表者 職 氏名 印

実施方針登録申請書

基幹水利施設ストックマネジメント事業により、下記の施設の機能保全対策を実施したいので、「岩手県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」への登録を申請します。

記

1 施設の諸元

施設名	造成事業	造成年度	種類 ^{※2}	規模 ^{※3}	水路延長 ^{※4}	備考 ^{※5}

※1：必要に応じて項目数を増減させること。

※2：種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

※3：規模とは、ダムは貯水量 (千 m^3)、頭首工は取水量 (m^3/s)、用水機場及び排水機場は揚水量 (m^3/s)、樋門及び水路は通水量 (m^3/s)

※4：水路延長とは、水路の場合は延長 (k m)、水路以外は空欄

※5：備考には、施設用地の状況を記載すること。

2 機能保全計画の策定状況

- (1) 計画策定事業名
- (2) 機能保全計画書 別添

様式第 14 号 (第 12 関係)

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

団体名
代表者 職 氏名 印

実施方針登録申請書

基幹水利施設ストックマネジメント事業により、下記の施設の機能保全対策を実施したいので、「岩手県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」への登録を申請します。

記

1 施設の諸元

施設名	造成事業	造成年度	種類 ^{※2}	規模 ^{※3}	水路延長 ^{※4}	備考 ^{※5}

※1：必要に応じて項目数を増減させること。

※2：種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

※3：規模とは、ダムは貯水量 (千 m^3)、頭首工は取水量 (m^3/s)、用水機場及び排水機場は揚水量 (m^3/s)、樋門及び水路は通水量 (m^3/s)

※4：水路延長とは、水路の場合は延長 (k m)、水路以外は空欄

※5：備考には、施設用地の状況を記載すること。

2 機能保全計画の策定状況

- (1) 計画策定事業名
- (2) 機能保全計画書 別添

様式第 15 号 (第 12 関係)

文 書 番 号
平成 年 月 日

団体名

代表者 職 氏名 様

岩手県知事 印

「岩手県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」への登載に
ついて (通知)

平成 年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった施設(〇〇)について、基幹水利施設ストックマネジメント事業により機能保全対策を実施することとし、標記実施方針に登載したので通知します。

なお、機能対策工事の実施にあたっては、機能保全計画に基づき、別途機能保全対策工事実施申請書を提出してください。

様式第 15 号 (第 12 関係)

番 号
年 月 日

団体名

代表者 職 氏名 様

岩手県知事 印

「岩手県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」への登載について

年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった施設(〇〇)について、基幹水利施設ストックマネジメント事業により機能保全対策を実施することとし、標記実施方針に登載したので通知します。

なお、機能対策工事の実施にあたっては、機能保全計画に基づき、別途機能保全対策工事実施申請書を提出してください。

(新設)

様式第 16 号 (第 13 関係)

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業計画検討打合せ

地方検討委員会開催日時 年 月 日 ()

施設名		実施区分	計画策定 ・ 対策工事		
事業内容	機能保全計画策定年度 年度				
出席者	土地改良区				
	市町村				
	農業振興課(室)				
	農業改良普及センター				
	農村整備室				
事業要件のチェック	事業実施要件			判定	
	共通(必須)	造成後、概ね 10 年以上経過している施設であること。 ⇒ 年造成 年経過		YES	NO
		国営又は県営土地改良事業により造成された施設であること。または、土地改良事業造成施設と見なされる施設として実施したもの。 ⇒造成事業名：		YES	NO
		農業水利施設の維持更新計画に登録されている、または登録予定であること。 ⇒ 年度時点の維持更新計画に登録 済み・予定		YES	NO
	対策工事	機能保全計画により評価された施設の健全度評価が S-1 ではないこと。 ⇒		YES	NO
		原則として対策工事費が 10,000 千円以上。(10,000 千円未満で県営事業により実施する場合はその理由を記載) ⇒ 千円 理由：		YES	NO
総合的な判断		事業実施を 可 ・ 保留 ・ 否 とする。			
事業計画に対する意見等					

※ 1 事業内容欄の機能保全計画策定年度は、対策工事の場合に記入すること。

※ 2 地方検討委員会による検討は、1 施設ごとに行うこと。

(参考様式)

基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、平成 年度〇〇地区基幹水利施設ストックマネジメント事業費について、岩手県基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領（平成 20 年 3 月 24 日付け農建第 503 号農林水産部長通知）第 15 の規定により次のとおり契約を締結する。

- 第1 平成〇〇年度〇〇地区事業経費の内容は別紙事業計画書のとおりとする。
第2 乙は、〇〇地区事業経費について、平成〇〇年度の所要経費〇〇〇〇円のうち、負担金として〇〇〇〇円を負担するものとする。
第3 乙は、第2の規定により負担する額を、甲の発行する納入通知票により、指定納期日までに納入するものとする。
第4 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印してそれぞれの1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県 代表者 岩手県知事 〇〇〇〇 印
乙 団体名 代表者 職 氏 名 印

事業計画書

- 1. 事業名 基幹水利施設ストックマネジメント事業
2. 地区名 〇〇地区
3. 関係土地改良区名 〇〇〇土地改良区
4. 関係市町村名 〇〇市、〇〇町、〇〇村
5. 事業費内訳

Table with 7 columns: 事業区分, 施設名, 総額(円), 国庫補助金, 県費, 〇〇市町村, 《負担団体名》. Includes rows for 機能保全 対策工事 with 〇〇頭首工 and 〇〇用水路.

(参考様式)

基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、 年度〇〇地区基幹水利施設ストックマネジメント事業費について、岩手県基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領（平成 20 年 3 月 24 日付け農建第 503 号農林水産部長通知）第 15 の規定により次のとおり契約を締結する。

- 第1 〇〇年度〇〇地区事業経費の内容は別紙事業計画書のとおりとする。
第2 乙は、〇〇地区事業経費について、〇〇年度の所要経費〇〇〇〇円のうち、負担金として〇〇〇〇円を負担するものとする。
第3 乙は、第2の規定により負担する額を、甲の発行する納入通知票により、指定納期日までに納入するものとする。
第4 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印してそれぞれの1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県 代表者 岩手県知事 〇〇〇〇 印
乙 団体名 代表者 職 氏 名 印

事業計画書

- 1. 事業名 基幹水利施設ストックマネジメント事業
2. 地区名 〇〇地区
3. 関係土地改良区名 〇〇〇土地改良区
4. 関係市町村名 〇〇市、〇〇町、〇〇村
5. 事業費内訳

Table with 7 columns: 事業区分, 施設名, 総額(円), 国庫補助金, 県費, 〇〇市町村, 《負担団体名》. Includes rows for 機能保全 対策工事 with 〇〇頭首工 and 〇〇用水路.

緊急対応	〇〇用水路					
県事務費						
合 計						

緊急対応	〇〇用水路					
県事務費						
合 計						

(参考様式)

基幹水利施設ストックマネジメント事業費変更負担契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲と乙の間で、平成 年 月 日締結した平成 年度〇〇地区基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担契約（以下「原契約」という。）の一部を変更することについて、次のとおり契約を締結する。

- 第1 原契約第1の事業計画書を別紙事業変更計画書のとおり変更する。
第2 原契約第2の所要経費〇〇〇円を〇〇〇円に、負担金として〇〇〇円を〇〇〇円に変更する。

この契約の証として、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印してそれぞれの1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 〇〇〇〇 印

乙 団体名
代表者 職 氏 名 印

事業変更計画書

- 1. 事業名 基幹水利施設ストックマネジメント事業
2. 地区名 〇〇地区
3. 関係土地改良区名 〇〇〇土地改良区
4. 関係市町村名 〇〇市、〇〇町、〇〇村
5. 事業費内訳

Table with 7 columns: 事業区分, 施設名, 総額(円), 内訳(円) (国庫補助金, 県費, 〇〇市町村, 《負担団体名》), 機能保全対策工事, 緊急対応, 県事務費, 合計

(参考様式)

基幹水利施設ストックマネジメント事業費変更負担契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲と乙の間で、 年 月 日締結した 年度〇〇地区基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担契約（以下「原契約」という。）の一部を変更することについて、次のとおり契約を締結する。

- 第1 原契約第1の事業計画書を別紙事業変更計画書のとおり変更する。
第2 原契約第2の所要経費〇〇〇円を〇〇〇円に、負担金として〇〇〇円を〇〇〇円に変更する。

この契約の証として、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印してそれぞれの1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 〇〇〇〇 印

乙 団体名
代表者 職 氏 名 印

事業変更計画書

- 1. 事業名 基幹水利施設ストックマネジメント事業
2. 地区名 〇〇地区
3. 関係土地改良区名 〇〇〇土地改良区
4. 関係市町村名 〇〇市、〇〇町、〇〇村
5. 事業費内訳

Table with 7 columns: 事業区分, 施設名, 総額(円), 内訳(円) (国庫補助金, 県費, 〇〇市町村, 《負担団体名》), 機能保全対策工事, 緊急対応, 県事務費, 合計